

守ろう建設業法

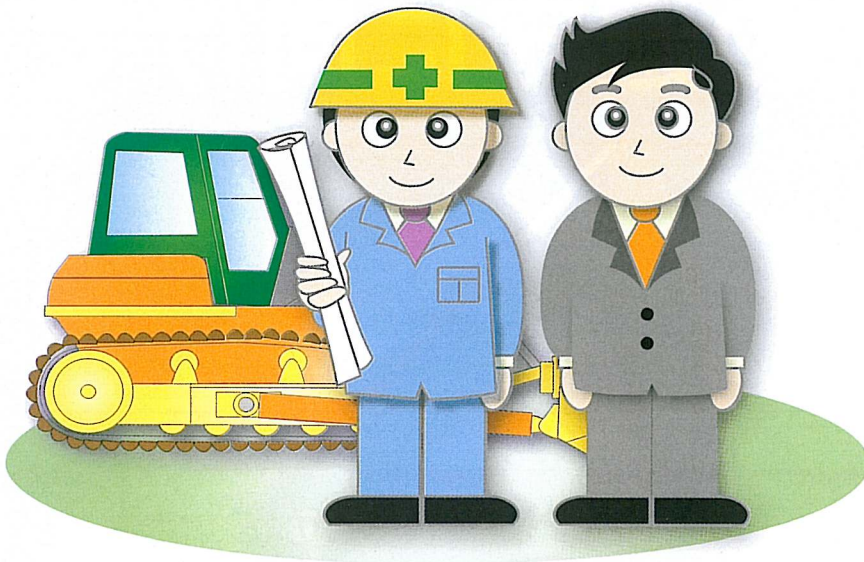
建設業法の遵守に向けて



国土交通省 九州地方整備局

建設業法の 目的

建設業法は、建設業を営む者の資質の向上、建設工事の請負契約の適正化等を図ることによって、建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに、建設業の健全な発達を促進し、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的として、昭和24年に制定されました。(第1条)



建設工事の適正な施工を確保し、建設業の健全な発達を促進するため、必要な規制を行うとともに適切な保護を加えることとしたのが建設業法の趣旨です。

報告徴収 ・ 勧告

建設業法では、建設工事の適正な施工の確保、発注者の保護等、建設業法の目的を達成するために、行政庁が特に必要であると判断した場合、建設業を営む者から報告を求めることや、勧告を行うことができます。

報告徴収（立入検査）（第31条）

行政庁が、建設業者として不適正な行為や、建設業法違反がなかったかを明らかにするために必要であると判断した場合には、報告を求めることや、営業所への立入検査を実施することがあります。

勧告等（第41条）

行政庁は建設工事の適正な施工を確保し、又は建設業の健全な発達を図るために必要な指導、助言及び勧告を行うことができます。



建設業法に 違反すると

建設業法に違反したり、建設業者として不適正な行為を行うと、次のような行政処分を受けることがあります。

指示処分（第28条）

指示処分とは、建設業者に建設業法違反や、その他不適正な事実があった場合に、是正や改善のために具体的にとるべき措置を行政庁から命令するものです。

営業停止処分（第28条第3項）

建設工事の施工等に関し、建設業者に特に不適切な行為があるときや、指示処分における指示の内容に従わない場合、行政庁が1年以内の期間を定めて建設業の営業停止を命ずるものです。特に不適切な行為がある場合とは、一括下請負の禁止規定など、建設業法上の違反があった場合だけでなく、刑法、独占禁止法など、他の法令に違反した場合も含まれます。

許可の取消し処分（第29条）

不正の手段により許可を得た場合や、営業停止処分に違反した場合、又は営業停止処分にあたる行為で情状が特に重い場合は、建設業の許可が取り消されることとなります。

建設業法で 禁止している 行為

建設業法では、次のような不正行為等を禁止しています。禁止している行為や、監督処分の基本的な考え方については、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準について（平成14年3月28日国総建第67号）」に明記されています。

経営事項審査申請の虚偽申請

公共工事の請負契約に係る手続（競争参加資格確認申請を含む。）において提出書類に虚偽の記載を行ったとき、又は不正行為等を行ったときは、**15日以上営業停止処分**を受けます。

また、経営事項審査において完成工事高の水増し等の虚偽申請を行うことにより得た結果を公共工事の発注者に提出し、発注者がその結果を資格審査に用いたときは、**30日以上営業停止処分**を受けます。

この場合において、経営事項審査の「監査の受審状況」で加点評価されていたときは、**45日以上営業停止処分**を受けます。



一括下請負



建設業法では、**一括下請負**(いわゆる丸投げ)を原則として禁止しています。(第22条)
一括下請負とは、

- 請け負った建設工事の全部またはその主たる部分を一括して他の業者に請け負わせるような場合^{※1}
- 請け負った建設工事の一部であって、他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して他の業者に請け負わせる場合^{※2}

このような場合で、**元請負人がその下請工事の施工に実質的に関与している**と認められない場合が該当します。

上記に該当すると、**15日以上**の**営業停止処分**を受けることになります。また、一括下請負の禁止は、一括して他人に請け負わせた者だけでなく、一括して請け負った者も処分の対象となります。(第22条第2項)



※1 例 建築物の電気配線の改修工事において、電気工事のすべてを1社に下請負させ、電気配線の改修工事に伴って生じた内装仕上工事のみを元請負人が自ら施工し、又は他の業者に下請負させる場合などがこれに該当します。

※2 例 戸建住宅10戸の新築工事を請け負い、そのうちの1戸の工事を1社に下請負させる場合などがこれに該当します。



一括下請負はこれまで、あらかじめ発注者の書面による承諾を得ている場合は例外的に認められていましたが、建築物の安全性の確保を図るために平成18年12月20日、建設業法の一部を改正する法律が公布されたことにより、**多数の者が利用する施設又は工作物に関する重要な建設工事**で政令で定めるものについては、全面的に一括下請負が禁止されることとなりました。

この法律施行後、上記に該当する場合は、**発注者から事前に承諾を得ていたとしても一括下請負は禁止され、監督処分の対象**となりますのでご注意ください。

主任技術者等の不設置等



建設業者は、請け負った建設工事を施工する際には、建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる、主任技術者又は監理技術者（以下「主任技術者等」という。）を配置しなければなりません（第26条）。

これに違反して、**主任技術者等を置かなかつたり、無資格の者を配置した**ときは、**15日以上**の営業停止処分を受けます。

また、主任技術者等は、公共性のある工作物に関する重要な工事である場合には、工事現場ごとに専任の者でなければなりません。これに違反した場合は、指示処分を受けます。

建設業法違反ですよ。
資格者を配置して下さい。

人手が足りないし、
技術者を行かせなくても良いだろう



営業停止15日以上!



主任技術者等と営業所の専任技術者との関係は

営業所の専任技術者は営業所に常勤し、請負契約の締結にあたり技術面からサポートすることが職務です。それに対し、現場の主任技術者等は工事現場において、施工の技術上の管理をつかさどる者です。よって、原則としてこれらを兼任することはできません。

ただし、特例として、下記の要件を全て満たす場合には主任技術者等になることができます。

①専任を要しない建設工事（建設業法第26条第3項の適用を受けない建設工事）

*基本的には、工事一件の請負金額が3,500万円（建築一式工事である場合には7,000万円）を超えない建設工事

②勤務する営業所において請負契約が締結された建設工事

③現場と営業所が近接し、常時連絡をとりうる体制にあること

④所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること

営業所の専任技術者について

建設業に関する営業の中心は各営業所にあることから、建設工事に関する請負契約の適正な締結及びその履行を確保するために、各営業所ごとに許可を受けて営業しようとする建設工事について一定の実務の経験又は資格を有する技術者を専任で置かなければなりません。

「専任」とは

営業所に常勤して専らその職務に従事することが必要とされており、雇用契約等により建設業者と継続的な関係を有し、休日その他勤務を要しない日を除き、通常の勤務時間中はその営業所に勤務し得るものでなければならず、例えば、住所が勤務を要する営業所の所在地から著しく遠距離にあり、常識上通勤不可能な者や他の営業所における専任の技術者となっている者などは「専任」とは認められません。

施工体制台帳等の不作成



発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、建設工事の下請契約の請負代金の総額が4,000万円（ただし、建築一式工事は6,000万円）以上となった場合には、公共、民間を問わず、必ず、施工体制台帳及び施工体系図を作成しなければなりません。（第24条の7）

これに違反して、**施工体制台帳又は施工体系図を作成せず**、又は**虚偽の施工体制台帳または施工体系図の作成を行った**ときは、**7日以上営業停止処分**を受けることとなります。



※施工体制台帳及び施工体系図を作成しなければならない工事は、特定建設業の許可が必要です。

また、元請業者でなくても、当該建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせた場合は、再下請負通知を作成・提出しなければなりません。施工体制台帳は、所定の記載事項と添付書類から成り立っていますので、「元請業者と一次下請業者の記載事項と添付書類」と「再下請通知の記載事項と添付書類」を併せた全体で、施工体制台帳となります。

無許可業者との下請契約



建設業の許可を受けずに、**軽微な建設工事^{※1}**のみを請け負うことを営業とする者であることを知ったうえで、**500万円以上^{※2}**の請負契約を結んだり、**営業停止処分**を受けている者であることを知ったうえで、**下請契約を結ぶと、7日以上^{※3}の営業停止処分**を受けることになります。

このほかにも、**特定建設業の許可**を受けていない建設業者であることを知ったうえで、政令で定める金額^{※3}以上の下請契約を締結すると、**7日以上^{※3}の営業停止処分**を受けます。



※1 軽微な工事とは

建築一式工事にあつては、1,500万円に満たない工事又は延べ面積が150m²に満たない木造住宅工事。その他の建設工事の場合にあつては、500万円に満たない工事（建設業法施行令第1条の2）

※2 建築一式工事の場合は、1,500万円以上及び延べ面積が150m²以上の木造住宅工事

※3 政令で定める金額とは

建設業の下請金額の合計が、建築一式工事においては6,000万円、その他の建設工事にあつては4,000万円（建設業法施行令第2条）

ここで紹介したのは、建設業を営む者として十分に理解し、遵守したい一般的な事項です。個別具体的な疑問やご意見等については、以下のホームページでご確認頂くか、九州地方整備局建政部建設産業課までご相談下さい。

国土交通省 九州地方整備局 建政部 建設産業課

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第二合同庁舎別館3階

TEL092-471-6331 （代表）内線6144、6148

ホームページアドレス 九州地方整備局 <http://www.qsr.mlit.go.jp/>

九州地方整備局建政部 <http://www.qsr.mlit.go.jp/n-park/>

建設業法の用語のポイント

- 1 「建設業」とは、建設工事の完成を請け負う営業をいいます。
- 2 「建設業者」とは、建設業の許可を受けている者「建設業を営む者」とは、建設業の許可を受けている・受けていないにかかわらず、全ての建設業を営む者と使い分けています。
- 3 「発注者」とは、建設工事の最初の注文者
「元請負人」とは、下請契約における注文者
「下請負人」とは、下請契約における請負人と定義され、通称や契約上の名称とは異なります。

通 称	発注者(施主)	⇔	元請業者	⇔	一次下請	⇔	二次下請	⇔	三次下請
建設業法上	発注者	⇔	元請負人	⇔	下請負人 元請負人	⇔	下請負人 元請負人	⇔	下請負人
契 約 上	注文者(甲)	⇔	請負人(乙) 注文者(甲)	⇔	請負人(乙) 注文者(甲)	⇔	請負人(乙) 注文者(甲)	⇔	請負人(乙)

- 4 「営業所」とは、常時建設工事の請負契約を締結する事務所をいいます。
- 5 「建設工事の請負契約」とは、報酬を得て建設工事の完成を目的として締結する契約をいいます。資材納入、調査業務、運搬業務などその内容自体が、建設工事ではないものは建設工事の請負契約に該当しません。
- 6 「請負代金の額」とは、消費税を含んだものをいいます。